告示

埼玉県告示第七百六十号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「第百二十九号、第百三十号及び第百三十五号」を「第百三十二号、第百三十三号及び第百三十八号」に改める。

3d090e1e4570f9827878eaa9a8cb7f9d